

地震や津波による被害にあわれた方



住宅・家財などが被害を受けた方

地方税

被災した土地や家屋の固定資産税や都市計画税が減額・免除されます

津波により甚大な被害を受けた区域で、平成23年度課税免除区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋※には、原則として平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税されません。ただし、市町村長が、その使用状況などを勘案して、課税することが適当として指定した土地・家屋については、1/2減額課税または課税されます。

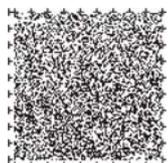
- 免除のための手続きは必要ありません。
- 具体的にどの土地・家屋が指定されているかについては、土地・家屋が所在する市町村にお問い合わせください。

※被災した住宅の敷地は、新たに住宅が建設されなくても、申請して認められれば10年間は住宅用地とみなされ、固定資産税・都市計画税が軽減されます。

※土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地(温泉の湧き出し口など)、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
家屋：住家、店舗、工場(発電所及び変電所を含む)、倉庫その他の建物

お手続き／お問い合わせ

土地・家屋が所在する市町村 ➡ P78～87参照



住民税が減額されます

大震災により住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、住民税の減額を受けることができます。

● 手続が必要です。被災時にお住まいだった市町村にお問い合わせください。

〈所得税の減額手続をした方〉

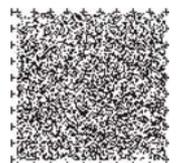
減額のための手続は基本的に必要ありません。

〈所得税を納める必要がなく、住民税だけを納める方〉

手続が必要です。被災時にお住まいだった市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

被災時にお住まいだった市町村 → P78～87参照



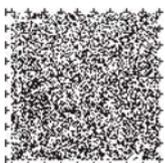
被災した土地や家屋に代わるものを取得するなどの場合固定資産税などが減額されます

- 平成33年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得するなどの場合、被災家屋の床面積相当分は、不動産取得税が課されません。また、固定資産税は取得または改築後4年間は1 / 2、その後2年間は1 / 3が減額されます。
- 平成33年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した住宅、店舗、工場、倉庫の用地に代わる土地を取得するなどの場合、従前の土地面積に相当する分は不動産取得税が課税されません。また、大震災で滅失・損壊した住宅の用地に代わる土地については取得後3年間は住宅用地とみなされ、固定資産税・都市計画税が軽減されます。
- 減額措置を受けるためには、被災した家屋・土地の代わりに取得などをした家屋・土地が所在する都道府県(不動産取得税)や市町村(固定資産税・都市計画税)に認定を受ける必要があります。
- 被災した家屋や土地の代わりに取得などをした家屋や土地が所在する都道府県、市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

被災した家屋や土地の代わりに取得などをした家屋や土地が所在する都道府県・市町村

➔ P78～87参照



所得税の減額・免除が受けられます

住宅や家財などに損害を受けた方は、平成22年分または平成23年分のいずれかの所得税の減額・免除を受けることができます。

また、あわせて平成23年中の給与や公的年金などに係る源泉所得税の徴収の猶予や、すでに徴収された源泉所得税の還付も受けることができます。

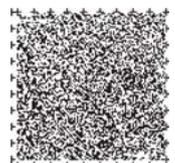
- 所得税の減額・免除を受けるには、確定申告書の提出が必要です。
- 申告・納付の期限が延長されている方は、平成23年4月26日までにすでに平成22年分の確定申告書を提出した場合であっても、平成22年分の所得税の減額・免除を受けることができます。更正の請求書を税務署に提出してください。

	①所得税法(雑損控除)	②災害減免法
対象となる資産の範囲など	生活に通常必要な資産 (棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は除かれます)	住宅や家財 (ただし、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上であることが必要です)
控除額の計算 または 所得税の軽減額	控除額は、以下の(1)と(2)のうちいずれか多い方の金額です。 (1)差引損失額 — 所得金額の1/10 (2)差引損失額のうち災害関連支出※の金額 — 5万円 ※災害関連支出:災害により滅失した住宅・家財を除去するための費用など。	所得税の軽減額などは以下のとおりです。 (1)所得金額が500万円以下…全額免除 (2)所得金額が500万円超750万円以下…1/2軽減 (3)所得金額が750万円超1,000万円以下…1/4軽減
参考事項	●その年の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年以後5年間に繰り越して、各年の所得金額から控除できます。 ●災害関連支出の対象となる期間が、特例により、災害の止んだ日から「1年内」→「3年内」に延長されています。	●損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。 ●減免を受けた年の翌年以降は、減免は受けられません。

※上の表の①、②の方法のうち、どちらか有利な方を選択できます。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 ➡ P72・73参照



所得税の予定納税額が減額されます

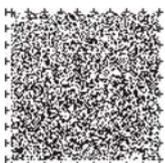
税務署から予定納税額を通知された方で、大震災により事業用資産や住宅・家財などが損害を受け、平成24年6月30日または10月31日時点で計算した申告納税見積額が通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれる場合、**予定納税額の減額**の申請ができます。

- 「予定納税額の減額申請書」を税務署で直接もしくは国税庁ホームページからダウンロードして入手し、必要事項を記入した上で、期限までに税務署に提出してください。

※福島県の一部の納税者の方については、納付期限が延長されているので、予定納税額の通知は見合わせることにしています。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



所得税(住民税)の住宅借入金等特別控除が引き続き利用できます

大震災により、住宅借入金等特別控除(いわゆる住宅ローン控除)を受けていた住宅に居住できなくなった場合、残りの適用期間について引き続き、住宅借入金等特別控除を利用することができます。

国税

所得税

〈年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方〉

引き続き、年末調整でこの控除を受けることができます。

〈年末調整の対象でない方〉

確定申告の際に、お近くの税務署にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 ➡ P72・73参照

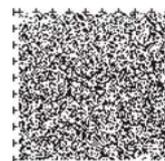
地方税

住民税

●所得税から控除しきれない場合、基本的に手続き不要で住民税からも控除されます。

お手続き／お問い合わせ

被災時にお住まいだった市町村 ➡ P78～87参照



所得税(住民税)の住宅借入金等 特別控除の借入限度額や控除率を 引き上げました

所得税

大震災により、所有する住宅に居住できなくなった方が、新たに住宅を取得したり、住宅を増改築などした場合の住宅借入金等特別控除の借入限度額や控除率を引き上げました。

■現行制度

居住年	借入限度額	控除期間	控除率
平成23年	4,000万円	10年間	1.0%
平成24年	3,000万円		1.0%
平成25年	2,000万円		1.0%

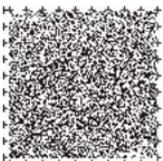
■特例

居住年	借入限度額	控除期間	控除率
平成23年	4,000万円	10年間	1.2%
平成24年	4,000万円		1.2%
平成25年	3,000万円		1.2%

- 大震災により、住宅が滅失するなどにより、居住できなくなった方については、①滅失などした住宅に関する住宅借入金等特別控除、②新たに取得などした住宅に関する住宅借入金等特別控除を、重複して適用することができます。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



住民税

- 左ページの特例による所得税の控除しきれなかった額がある場合には、その残額分を、翌年度分の個人住民税から減額します(以下の図参照)。

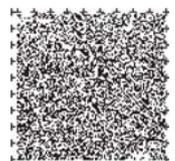
$$\text{個人住民税の住宅ローン控除額(A)} = \text{前年の所得税における住宅ローン控除可能額} - \text{住宅ローン控除適用前の前年の所得税額}$$

※上記の式で算出された控除額が、「前年分の所得税の課税総所得金額等の5%(97,500円を限度)(B)」を超えた場合には、控除額は(B)の金額になります。

お手続き／お問い合わせ

被災時にお住まいだった市町村

➡ P78～87参照



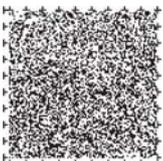
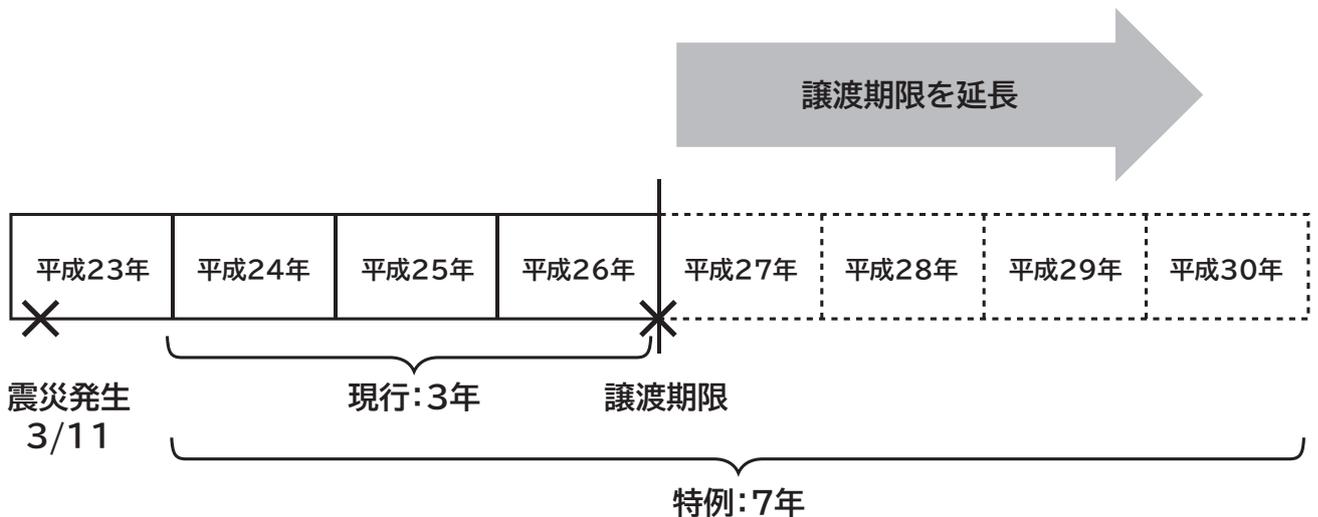
家屋の敷地の譲渡に係る 所得税(住民税)の特例などについて 対象となる譲渡期限を延長します

大震災により、住んでいた家屋が滅失し、その敷地を譲渡する場合、以下の税制上の措置が受けられる譲渡期限を、下図のとおり3年から7年に延長します。

〈対象となる措置〉

- 居住用財産※を譲渡した場合の軽減税率
(6,000万円以下の部分について、所得税10%、住民税4%)の特例
- 居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除
- 特定の居住用財産の買い換えなどの場合の長期譲渡所得の課税の特例
- 居住用財産の買い換えなどの場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

※居住用財産:自分が住んでいる家や敷地



お手続き／お問い合わせ

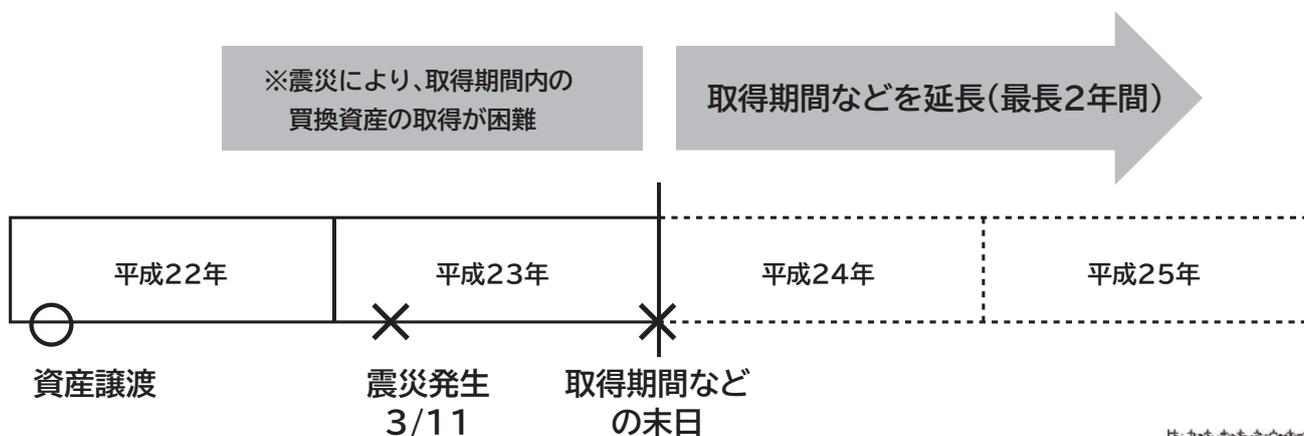
お近くの税務署 → P72・73参照

資産の買い換えに関する 特例について対象となる 取得期間などを延長します

大震災により、居住用財産や事業用資産について、本来買い換え資産を取得すべき期間内に取得することが困難となった場合などには、以下の特例について、その対象となる買い換え資産などの取得期間などを2年の範囲内で延長します。

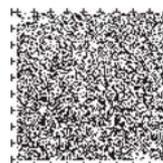
〈対象となる措置〉

- 優良住宅地の造成のために土地などを譲渡した場合の軽減税率（2,000万円以下の部分について所得税10%、住民税4%）の特例
- 収用などに伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
- 交換処分などに伴い資産を取得した場合の課税の特例
- 特定の居住用財産の買い換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例
- 特定の事業用資産の買い換えの場合の譲渡所得の課税の特例
- 既成市街地等内にある土地などの中高層耐火建築物などの建設のための買い換えの場合の譲渡所得の課税の特例
- 居住用財産の買い換えなどの場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例



お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 ➡ P72・73参照



地震や津波による被害にあわれた方



事業用資産などが被害を受けた方

国税

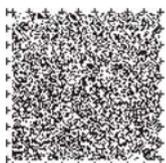
所得税について事業用資産の損失額を 平成22年分の必要経費に算入できます

大震災で事業用資産が被災した場合、その損失額は通常は平成23年分の必要経費ですが、平成22年分の所得税の計算上、必要経費に算入できます。この特例の適用により、平成22年に赤字が生じた場合、当該赤字額についてさらに1年さかのぼり、平成21年分の所得税の還付を受けることができます(平成21年から青色申告をしていることが必要です)。

- 申告・納付の期限が延長されている方は、平成23年4月26日までにすでに平成22年分の確定申告書を提出した場合であっても、平成22年分の必要経費に算入できます。更正の請求書を税務署に提出してください。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



所得税について純損失を 5年間繰越控除できます

棚卸資産、事業用資産などが被災した方は、平成23年の純損失の金額のうち、以下のものの繰越期間を3年から5年に延長しました。

〈事業用資産の震災損失額の割合が全事業用資産などの1／10以上の方〉

→青色申告の方は平成23年分の純損失金額

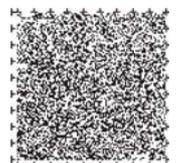
→白色申告の方は平成23年分の被災事業用資産の損失金額と変動所得の損失金額による純損失金額

〈それ以外の方〉

→被災事業用資産の損失金額による純損失金額

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



所得税・法人税について被災資産の代わりに新たに取得などをした資産の特別償却ができます

所得税・法人税について被災資産の代わりに新たに取得などをした資産の特別償却ができます。

- ①大震災により事業に用いることができなくなった建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具※に代わる資産の取得などをして事業に用いた場合

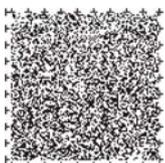
※対象資産には、平成23年12月14日以降に取得する二輪車など自動車及び原動機付き自転車である二輪車、カタピラ及びそりを有する軽自動車(スノーモービル)、ミニカーなどが追加されています。

- ②建物、構築物、機械装置の取得などをして被災区域内で事業に用いた場合

- 取得などの時期や資産の種類に応じて定められた減価償却の割合が初年度において上乗せされます(翌年度以降は通常の割合での償却になります)。
- 平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に取得などをする資産が対象となります。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 → P72・73参照



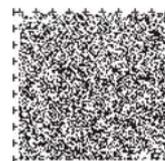
事業用資産を買い換えた場合、譲渡した不動産への所得税・法人税の課税を繰り延べられます

所得税、法人税について、以下の場合、譲渡した不動産の譲渡益に対する課税の繰り延べができます。

- ①被災区域内の事業用不動産を譲渡して、国内の事業用資産に買い換えた場合
- ②被災区域外(国内)の事業用不動産を譲渡して、被災区域内の事業用資産に買い換えた場合
- 不動産の譲渡益のうち一定金額について、課税を繰り延べることができます。
- 平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に譲渡などをする資産が対象です。

お手続き／お問い合わせ

お近くの税務署 ➡ P72・73参照



被災した土地や家屋の固定資産税や都市計画税が減額・免除されます

津波により甚大な被害を受けた区域で、平成23年度課税免除区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋※には、原則として平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税されません。ただし、市町村長が、その使用状況などを勘案して、課税することが適当として指定した土地・家屋については、1/2減額課税または課税されます。

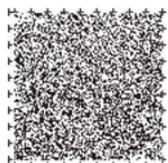
- 免除のための手続きは必要ありません。
- 具体的にどの土地・家屋が指定されているかについては、被災した土地や家屋が所在する市町村にお問い合わせください。

※土地：田、畑、宅地、塩田、鉱泉地(温泉の湧き出し口など)、池沼、山林、牧場、原野その他の土地
家屋：住家、店舗、工場(発電所及び変電所を含む)、倉庫その他の建物

お手続き／お問い合わせ

被災した土地や家屋が所在する市町村

➔ P78～87参照



被災した償却資産に代わり 取得などをした償却資産の 固定資産税が減額されます

平成28年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産を取得などした場合、その後4年間、固定資産税が1 / 2に減額されます。

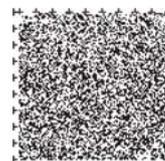
- 代替償却資産が所在する市町村(災害救助法※が適用される市町村に限ります)にその償却資産の認定を受ける必要があります。

※災害救助法が適用されているかについては、「厚生労働省のホームページ」でご覧になれます。

お手続き／お問い合わせ

被災した償却資産の代わりに取得などをした
償却資産が所在する市町村

➔ P78～87参照



被災した土地や家屋に 代わるものを取得などをした場合 固定資産税などが減額されます

〈平成33年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得するなどの場合〉

被災家屋の床面積相当分は、不動産取得税が課されません。また、固定資産税は取得または改築後4年間は1/2、その後2年間は1/3が減額されます。

〈平成33年3月31日までに、大震災で滅失・損壊した住宅、店舗、工場、倉庫の用地に代わる土地を取得するなどの場合〉

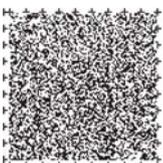
従前の土地面積に相当する分は不動産取得税が課税されません。

- 減額措置を受けるためには、被災した家屋・土地の代わりに取得などをした家屋・土地が所在する都道府県(不動産取得税)や市町村(固定資産税・都市計画税)に認定を受ける必要があります。
- 被災した家屋や土地の代わりに取得などをした家屋や土地が所在する都道府県、市町村にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

**被災した家屋や土地の代わりに取得などをした
家屋や土地が所在する都道府県・市町村**

➔ P78～87参照



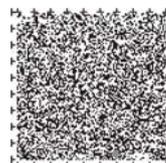
被災した農地に代わる農地を取得した場合、不動産取得税を免除します

大震災によって耕作や養畜に用いることができなくなった農地の所有者などが、その農地に代わる農地を取得した場合、被災した農地の面積分については、不動産取得税が課されません。

●平成33年3月31日までに取得した農地が対象です。

お手続き／お問い合わせ

**被災した農地の代わりに取得などをした農地が
所在する都道府県
➡ P78～87参照**



地震や津波による被害にあわれた方



自動車^が被害を受けた方

国税

被災した自動車について、 自動車重量税が還付されます

「海水に浸り使えなくなった」「車庫がつぶれて車体が壊れた」「津波で流されてどこに行ったか分からない」などの場合、自動車の永久抹消登録などの手続きを行うと、**自動車重量税が還付されます。**

※対象には四輪車のほか、二輪車も含まれます。

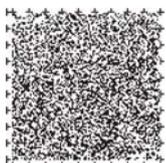
- 運輸支局または軽自動車検査協会で自動車の永久抹消登録などの手続きを行う際に還付申請をすれば、車検残存期間に応じた還付が受けられます。
- 還付申請は、平成25年3月31日までに行ってください。

お手続き／お問い合わせ

お近くの運輸支局または軽自動車検査協会

お近くの税務署 → P72・73参照

※最寄りの運輸支局は、「国土交通省 ホームページ」を、また、最寄りの軽自動車検査協会は、「軽自動車検査協会 ホームページ」をご覧ください。



被災した自動車について、 自動車税（軽自動車税）が免除されます

「海水に浸り使えなくなった」「車庫がつぶれて車体が壊れた」「津波で流されてどこに行ったか分からない」などで、平成23年4月1日時点で使用不能となっている自動車には、自動車税・軽自動車税が課されません。

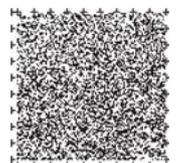
※軽自動車税の対象には、四輪車のほか、二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車も含まれます。

- 仮に納税通知書が送られてきた場合は、都道府県（自動車税）、市町村（軽自動車税）にお問い合わせください。

お手続き／お問い合わせ

被災時にお住まいだった都道府県・市町村

➡ P78～87参照



被災した自動車を買換えた場合、 自動車重量税や自動車取得税などが 免除されます

自動車重量税

平成26年4月30日までの間に、被災して使えなくなった自動車(P38をご覧ください。)を買換えた場合、最初の車検または車両番号の指定の際に課される自動車重量税が免除されます。

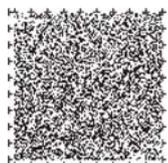
※対象には四輪車のほか、二輪車も含まれます。

- 車検などの際に、運輸支局または軽自動車検査協会に届け出てください。
- 既に自動車重量税を納めてしまった方は、還付を受けることができます。車検証の交付などを受けた運輸支局または軽自動車検査協会に「自動車重量税過誤納証明書」の交付を受け、納税地の所轄税務署に提出してください。

お手続き／お問い合わせ

お近くの運輸支局または軽自動車検査協会
お近くの税務署 ➡ P72・73参照

※最寄りの運輸支局は、「国土交通省 ホームページ」を、また、最寄りの軽自動車検査協会は、「軽自動車検査協会 ホームページ」をご覧ください。



自動車取得税・自動車税・軽自動車税

平成26年3月31日までの間に、被災して使えなくなった自動車を買換えた場合、自動車取得税が非課税になります。買換えた自動車は、平成23年度から平成25年度の各年度分の自動車税・軽自動車税が非課税になります。

※軽自動車税の対象には、四輪車のほか、二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車も含まれます。

- 買換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県(軽自動車は市町村)に非課税申請を行ってください。

〈既に自動車取得税や自動車税・軽自動車税を納めてしまった方〉

還付を受けることができます。

- 買換えた自動車の主たる定置場が所在する都道府県(軽自動車は市町村)に非課税申請を行えば後日還付されます。

お手続き／お問い合わせ

買換えた自動車の主たる定置場が所在する
都道府県・市町村 ➡ P78～87参照

